

清涼飲料水に係る部会審議の概要

平成 21 年 6 月 2 日 食品規格部会

- (1) 事務局より、清涼飲料水の規格基準の改正に係る経緯及び当面の課題を説明。
- (2) 「飲用適の水（食品製造用水）」の取扱いについて、以下の方針を決定。
 - ① 「飲用適の水」の定義を、食品一般の製造、加工及び調理基準において規定する。
 - ② 「飲用適の水」の規定内容については、清涼飲料水の規格基準の見直しの後、改めて検討を行う。
- (3) 原水基準の取扱いに関し、以下の方針について議論。
 - ① ミネラルウォーター類の原水基準を廃止し、成分規格に統一する。なお、成分規格は、暫定的に現行のミネラルウォーター類の原水基準を準用することとする。
 - ② 清涼飲料水の原水基準に、「飲用適の水」に加えて「ミネラルウォーター類」を規定するとともに、原水とは「清涼飲料水の製造時に用いる原料水」をいい、地下水等の泉源を指すものではないことを明確化する。

平成 21 年 7 月 23 日 食品規格部会

- (1) 全国清涼飲料工業会より、清涼飲料水業界の現状と原料水の取扱いについて説明。
- (2) 健康局水道課より、水道法水質基準等の設定の考え方について説明。
- (3) 清涼飲料水中の化学物質等（農薬を除く）に係る規格基準の設定方針について議論。